

③ 次年度（2021年度）の九州地区協議会（総会）での講演者推薦依頼について
【福岡工業大学】

- ・ 2021年度九州地区協議会（総会）：当番校 沖縄キリスト教学院大学

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の終わりが見えない状況であり、来年4月に集会形式開催が可能かどうかの予測が困難な状況にあります。開催形式は、改めましての検討（加盟館アンケート実施などを検討中）といたし、今回は、協議会（総会）の際に、「講演会を実施する」かどうかの検討と「講演会実施する」となった場合に、講演者推薦候補の有無を協議いただきたいと思えます。尚、「講演会を実施する」と決定した後に、メール会議となった際には、講演者からの資料配信などの方法も検討することとします。

私立大学図書館協会2019年度西地区部会第2回役員会議事要録

1. 日時：2020年3月6日（金）～16日（月）
2. 場所：メール会議
3. 出席：9校22名

※新型コロナウイルス感染拡大防止による政府からの自粛要請にもとづき、私立大学図書館協会会則第31条に則り、私立大学図書館協会西地区部会第2回役員会を、メール会議という形式で開催。

(敬称略)

役員名称	大学名	職名	氏名
監事校	名城大学	情報管理課課長	皆見 司朗
東海地区理事校	日本福祉大学	学務部次長兼図書館課長	松橋 秀親
		事務職員	石川 宗臣
京都地区理事校	帝塚山大学	図書館長	飛世 昭裕
		図書館課長	屋山 俊幸
阪神地区理事校	大阪樟蔭女子大学	課長	丸谷 初江
			栗原 佐知子
中国・四国地区理事校	徳島文理大学	図書館長	溝口 隆一
		事務長	中井 淳也
		職員	山下 仁美
九州地区理事校	福岡工業大学	図書館長	三田 肇
		次長	中島 良二
		司書	河野 真奈美
総会当番校	熊本学園大学	図書館長	林 裕
		図書館情報課長	西 一幸
		図書館情報課長補佐	英 貴美子
研究会当番校	名古屋外国語大学・名古屋学芸大学	課長	守田 正江
			権 載喜
			東楨 典子
部会長校	佛教大学	図書館長	松田 和信
		部長	森 智女
		課長	沼尻 直美

※上記参加名簿は『公文書：西地区会19-15号 私立大学図書館協会2019年度西地区部会第2回役員会の開催について（ご案内）』にて出席のご連絡をいただいた方のお名前を掲載しております。

議事

I. 報告事項

1. 2019 年度西地区部会会務報告
添付資料『I. 報告事項 (p. 2～5)』のとおり報告がなされた。
2. 2019 年度予算執行状況報告
添付資料『I. 報告事項 (p. 6)』のとおり報告がなされた。
3. 2019 年度各地区協議会会務報告および各地区協議会研究会報告
添付資料『I. 報告事項 (p. 7～23)』のとおり報告がなされた。
4. 2019 年度私立大学図書館協会会務報告
添付資料『I. 報告事項 (p. 24～43)』のとおり報告がなされた。

II. 協議事項

1. 2020 年度西地区部会事業計画 (案) および予算 (案) について
添付資料『II. 協議事項 (p. 44～45)』のとおり提案され、原案どおり承認された。
2. 2020 年度予算の暫定執行について
添付資料『II. 協議事項 (p. 45)』のとおり提案され、原案どおり承認された。
3. 2020 年度西地区部会総会開催概要 (案) について
添付資料『II. 協議事項 (p. 46)』のとおり提案され、原案どおり承認された。
なお、熊本学園大学から、総会の会場が「熊本学園大学 14 号館 1 階 高橋守雄記念ホール」、FAX 番号が、「096-364-5173」と確定したことが説明された。
4. 2020 年度西地区部会研究会開催概要 (案) について
添付資料『II. 協議事項 (p. 47)』のとおり提案され、原案どおり承認された。
5. 西地区部会の組織・活動のスリム化に向けて (理事校交通費等経費補助含む)
添付資料『2. 協議事項 (p. 48～49)』に基づき提案がなされ、各協議会理事校および監事校より、以下の通り、回答・意見がだされた。

協議事項

5. 西地区部会の組織・活動のスリム化に向けて (理事校交通費等経費補助含む)

2月5日付配信しましたメール会議資料につきまして、それぞれ理事校・監事校様よりご意見をいただき、ありがとうございました。みなさまのご意見と、西地区部会会長前任校(大阪工業大学)さまからの引継ぎ事項を総合的に照らし合わせ、私立大学図書館協会会則第5条に記されている目的遂行と、各加盟館が本協会に加盟しているメリットを感じられるような組織であるために、議論を深められればと存じます。

つきましては、これまでの意見を基に、論点を2点に集約いたしました。

① 西地区部会の二重構造を解消することを目途に、各地区活動を必要最小限とする。

西地区部会の二重構造を解消することへの70%の賛同を受け、部会長校を中心とした活動に絞りスリム化を目指す。ただし、70%というスリム化案への賛同の意見の中には、二重構造を解消する意見とともに、5地区協議会の歴史・活動を尊重される意見や、協議会を解消し地区割りにしたとしても5地区でよいとの意見が多くあることも確認できた。

例えば、5地区協議会の形式を存続はするが、地区の活動については、部会との重複するような研究会、会議、行事等は実施しないこと等を西地区部会として取り決め、各地区独自の活動を、分担保存や相互協力など、必要最小限とする。これにより、協議会に分配される予算を削減し、各地区理事校の役員校活動にかかわる経費（交通費・宿泊費など）の補助に充てることが可能となる。

今回の役員会報告資料からも見て取れるとおり、各地区における活動は、総会、常任幹事会、研究会、協議会、運営委員会、連絡会、幹事会等と多種多様、活発に実施されている。ここ数年の役員会においては、各理事校からスリム化に対する取り組みの報告が、議事録からも読み取れます。また、理事校・監事校様よりも今回の提案に対する意見として地区部会のスリム化について記していただいている。しかしながら、各地区の自主的なスリム化の取り組みでは限界があるため、今回の見直しにおいては、西地区部会としての協議会の活動方針を取り決め、縮小・一元化を促進する方向を目指す。

② 会長校・部会長校・理事校選出の輪番制について検討する。

意見聴取により、西地区のスリム化と同時に、会長校・部会長校等役員校の役務の負担についての課題が、浮き彫りとなった。昨年度までの九州地区での会長校輪番についての顛末などしかり、役務を避けるため脱退にいたる事象も複数発生している。

現在は、地区協議会による輪番制で役員校等の選出を行っているが、この選出についての抜本的な見直しを求められる意見も、今回の加盟館からの意見聴取にも複数記されている。会長校・部会長校・理事校選出の輪番制について、検討を進める時期であると思われる。ただ、私立大学図書館協会会則第12条において、東西各地区部会から6校を理事校とする。と示されていることを念頭におき、議論を進めていく必要がある。

以上、加盟館からの意見聴取と、各理事校・監事校様からの集約意見を基に絞られた論点について、安易に結論を急ぐのではなく、2020年度に検討委員会を設置し、丁

寧な議論をもって進めていくことが皆様のご意見を総じての方向であろうかと存じます。

なお、協議事項の2.「各地区理事校の役員校活動にかかわる経費（交通費・宿泊費など）の補助について」につきましては、皆様にもご同意いただけた件ではありますが、繰越金だけに頼るには限りがあり、西地区部会の分配金の見直しを伴うこととなりますので、上記のスリム化と連動して考える必要があります。あわせて検討委員会において、議論を進めることが求められると考えます。

つきましては、昨年から引き継いだ「二重構造解消」の主旨と、西地区部会の課題の根底にある「輪番制の抜本的見直し」を二本の柱に、検討委員会で具体案を策定するという方針で進めることについて、同意いただきたく提案をいたします。

検討委員会の委員構成については、同意いただいた後にあらためて進めていきたいと存じますが、「現在の役員校および次期部会長校」、あるいは、「現在の役員校および次期会長校に加え、各地区より推薦者の各1名」というように考えてはおります。上記提案の同意とともに、ご意見をいただけましたら幸いです。

以上

〈回答および意見〉

【東海地区協議会理事校：日本福祉大学】

協議事項5の「二重構造の解消」と「輪番制の抜本的見直し」について、検討委員会を立上げて、具体案を策定する方針に対して異論ない。検討委員会の構成メンバー案についても異論はない。

二重構造の解消を見据えて、各地区協議会の活動の精査・スリム化も並行して検討する。

会長校・部会長校・理事校選出の輪番制について、会長校・部会長校・理事校の選出基準を見直す必要があるのではないかと。

【京都地区協議会理事校：帝塚山大学からの回答】

昨年から引き継いだ「二重構造解消」の主旨と、西地区部会の課題の根底にある「輪番制の抜本的見直し」を二本の柱に、検討委員会で具体案を策定するという方針で進める、ということに同意致する。

【阪神地区協議会理事校：大阪樟蔭女子大学】

7割が「5地区を解消し、連絡・相談窓口としての地区割りをする」になっている。アンケート結果で7割の方が支持している以上は、7割という数字を重要視し、納得のいく意味付けをし、説明の場を設けてもらいたい。

短い任期（2年間）で出来上がらなくても、作業部会を作っていくことも大切である。

西地区全体での輪番制を協議することが良い。

【中国・四国地区協議会理事校：徳島文理大学】

協議事項 5 の 2 つの論点について了解し、検討委員会の設置に同意する。

「輪番制の抜本の見直し」については、5 地区輪番制ではなく、西地区全体での新たな輪番制を協議することが望ましい。

【九州地区協議会理事校：福岡工業大学】

方針については、概ね賛同する。

交通費等の補助に関しては、分配金の見直しが必要なことは理解出来る。

ご提案のとおり、検討委員会で具体案を策定するという方針で進めることに同意する。

【監事校：名城大学】

方針について同意（承認）する。

検討委員会について、「現在の役員校および次期部会長校に加え、各地区より推薦の各 1 名」がいいと思いますが、その 1 名は次期理事校でどうか。

また、役員校の輪番制について、会長校と部会長校は西地区全体で、ある一定規模の大学で輪番制を組み、その他の大学で各地区理事校を決めるという方法もいいのではないか。

以上、理事校および監事校の回答・意見により、概ね今回の提案に賛同をいただいたことを受け、今後、検討委員会のメンバー等、引き続き、検討をすることを確認した。

Ⅲ. 承合事項 なし

Ⅳ. 確認事項

1. 2020・2021 年度西地区部会役員校について

添付資料『4. 確認事項 (p. 50)』のとおり確認がなされた。

なお、(1) 2020 年度役員校について、

【誤】京都地区研究会幹事校 京都華頂大学

【正】京都地区研究会幹事校 嵯峨美術大学

【誤】阪神地区研究会幹事校 相愛大学

【正】阪神地区研究会幹事校 関西看護医療大学

【誤】中国・四国地区研究会幹事校 安田女子大学

【正】中国・四国 地区研究会幹事校 川崎医科大学

【誤】九州地区研究会幹事校 日本文理大学

【正】九州地区研究会幹事校 福岡女学院大学

以上のおおりに訂正がなされ、メール会議終了後に修正版の会議資料として再配布された。

2. 2020・2021年度西地区部会当番校について

添付資料『4. 確認事項 (p. 50)』のおおりに確認がなされた。

3. 2020年度西地区部会関連行事日程について

添付資料『4. 確認事項 (p. 51)』のおおりに確認がなされた。

以上

九州地区協議会幹事会内規

【名 称】

第1条 この会は、私立大学図書館協会（以下「協会」という。）西地区部会（以下「部会」という。）九州地区協議会（以下「協議会」という。）幹事会（以下「幹事会」という。）と称する。

【目 的】

第2条 幹事会は、協会及び部会ならびに協議会の運営に関して必要な事項を審議、企画し、協議会に提案又は報告を行い、もって協議会加盟館の活動と加盟館職員相互の研鑽及び交流を円滑にすることを目的とする。

【幹事会の構成、任期及び選出方法】

第3条 幹事会は、地区選出幹事校4校と職務上幹事校2校をもって構成する。

地区選出幹事校は「九州地区大学図書館協議会総会運営に関する細則」に規定する地区区分から選出する。

福岡北部地区	1校
福岡南部地区	1校
九州中部地区	1校
九州南部地区	1校

地区選出幹事校の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

職務上幹事校は次のとおりとする。

九州地区理事校	1校
前九州地区理事校	1校（隔年毎）
次期九州地区理事校	1校（隔年毎）

九州地区理事校の職務上幹事校の任期は、4月1日から翌々年3月31日までの理事校就任期間の2年間とする。前任理事校は理事校退任後1年間、次期理事校は理事校就任前1年間とし、期間は該当年度の4月1日より翌年3月31日までとする。

必要に応じ、その他の加盟館に出席を求めることがある。

第1号の幹事校選出基準は、別に定める。

【幹事会の運営等】

第5条 幹事会は九州地区理事校が招集し、その議長となる。

2 幹事会は年2回以上開催するものとする。

3 九州地区理事校は、幹事校の3分の1以上の請求があるときは、幹事会を招集しなければならない。

【処理事項】

第6条 幹事会は、次の事項を処理する。

- (1) 協会に関する事項
- (2) 部会に関する事項
- (3) 協議会に関する事項
- (4) 研究会に関する事項
- (5) その他、必要な事項

【事務局】

第7条 幹事会の事務局は、九州地区理事校内に置く。

【経費】

第8条 幹事会開催に必要な経費は、原則として幹事校による幹事会参加費による。

【改廃】

第9条 この内規の改廃は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この内規は、1997（平成10）年4月1日から施行する。

附 則

第3条第1号に関する申し合わせ

- (1) 同一年度に大規模大学が偏ったり、小規模大学だけになったりすることを避けるため、「九州地区協議会役員校等ローテーション」は採用せず、各地区の中で学校名の50音順による。
- (2) 事情により地区内で選出を入れ代わる場合は、当事者校による協議を経て、九州地区理事校に届け出る。

附 則

第3号第2号に関する申し合わせ

- (1) 当分の間、従来どおりのローテーションによる。
- (2) 地区選出幹事校と職務上幹事校が同一大学に重なったときは、職務上幹事校の職務、任期等を優先する。

附 則

第5条に関する申し合わせ

幹事会は、処理事項の内容により、通常年2回程行うことが望ましく、九州地区理事校はそれを踏まえて幹事会を招集する。

- (1) 第1回を春季（5月頃）、第2回を冬季（12月頃）にそれぞれ開催することが望ましい。その場合、次の開催要領による。
 - 第1回は、原則として、当年度九州地区研究会当番校内で開催する。よって、研究会当番校は幹事会会場を提供し、出席する。
 - 第2回は、原則として、次期協議会当番校内で開催する。よって、次期協議会当番校は幹事会会場を提供し、出席する。また、九州地区理事校の引き継ぎに係わる場合は、次期九州地区理事校は出席する。
- (2) 上記（1）以外の幹事会は、必要に応じて適当な会場において開催する。

附 則

この内規は、2003（平成15）年4月1日から施行する。

以 上

②メール会議留意事項について

- (ア) 協議事項等については、添付資料に説明等が記載されておりますので、ご確認ください。
- (イ) 下記の記載例を参考にして頂き、資料7「審議結果記入欄」に『承認』もしくは『ご意見等』をご記入いただき、ご返信をお願いいたします。
- (ウ) ご返信の際は、必ず『全員へ返信』を選択いただき、九州地区協議会 2020 年度第 1 回定例幹事会構成員の全大学様宛にご返信をお願いいたします。
- (エ) 返信期限は、6月11日(木) 17:00 までです。
- (オ) その他へは、『承認』の記入は、不要ですが、ご質問等があれば、記入願います。

◆記載例

(1) 協議事項

- ①2020 年度九州地区研究会実施要領（案）について・・・・・・ 原案のとおり承認
- ②2020 年度九州地区研究会予算（案）について・・・・・・ 原案のとおり承認
- ③次年度の九州地区協議会（総会）での講演者推薦依頼について
・・・・・・ [A][B][C] に回答
- ④その他・・・・・・ 意見があれば記入

(2) 確認事項

- ①私図協 2019 年度西地区部会第 2 回役員会議事録について・・・・・・ 確認済

③ 審議結果記入欄・『承認』もしくは『ご意見等』をご記入願います。

議 題

(1) 協議事項

①2020 年度九州地区研究会実施要領（案）について

②2020 年度九州地区研究会予算（案）について

③次年度の九州地区協議会（総会）での講演者推薦依頼について
以下の回答をお願いします。

[A] (ア) ・ (イ) 何れかに○をお願いします。

(ア) 講演会を実施する → 次は、[B]を回答

(イ) 講演会を実施しない → 次は、[C]を回答

[B] (ア) を選んだ場合、推薦候補があれば、ご記入ください。

[C] (イ) を選んだ場合、代替案があれば、ご記入ください。

④その他

(2) 確認事項

①私図協 2019 年度西地区部会第 2 回役員会議事録について